

## 令和2年第4回教育委員会会議

令和2年3月25日

午前 9時29分 開会

### 1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから令和2年第4回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日は、欠席者はなしでございます。そして、議案第6号の説明者として大西保育幼稚園課長に出席をいただいております。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はおみえですか。

○川喜田教育総務課主事 傍聴者はありません。

### 2 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、渡邊委員と豊田委員とでお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

### 3 議事

#### (1) 議案

議案第6号 四日市市立幼稚園管理規則の一部改正について

○葛西教育長 これより議事に入ります。

議案第6号、四日市市立幼稚園管理規則の一部改正についての説明をお願いします。

○大西保育幼稚園課長 おはようございます。保育幼稚園課の大西でございます。よろしくお願いたします。

資料4ページをお願いいたします。議案第6号でございます。四日市市立幼稚園条例の

一部改正につきましてご説明申し上げます。

今回の改正内容は、第20条の非常勤職員の部分につきまして、改正前の「非常勤又は臨時」の部分「非常勤」の職員と改めております。

その理由といたしまして、次ページの5ページをお願いいたします。議案参考資料をご覧ください。改正の背景といたしまして、このたび、全庁におきましても、新たに会計年度任用職員が創設されたことに伴いまして、臨時職員に係る規定を削除させていただいております。このことによりまして、地方公務員の臨時あるいは非常勤職員の方々の適正な任用勤務条件を確保することとして、従来制度が不明確であったため統一的な取扱いが定められ、制度的な基盤が構築されることと考えております。

なお、施行日は、ご覧のとおり、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○葛西教育長 これは法改正による改正ですので、これはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議案第7号 四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正について

○葛西教育長 続いて、議案第7号、四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正についての説明をお願いします。

○長谷川教育総務課長 教育総務課でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第7号をよろしくをお願いいたします。教育委員会の教育長所管事務の専決規程の一部改正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、下線の部分でございます。1つ目は、臨時職員の任用承認というのが教育総務課長の専決事項と示されております。この部分につきまして、先ほどの臨時職員、これが会計年度任用職員に変わるというところもあるんですが、この雇用に関する規定につきましては、課長等の専決事項ではなくて、これは市の専決規程の中で共通事項というところに整理されるということを伺っておりまして、その共通事項につきまして、この専決規程の中の準用規定が実はありまして、市の準用規定の中でこの臨時職員、今回制度が変わりまして会計年度任用職員、パートタイムの方々の雇用に関する規定が別途整備されるということで削除させていただいております。

そして、もう一点でございますが、学校教育課長の中で、幼稚園の関係する規定が改正漏れで残ってございましたので、その部分を併せて改正させていただくということでお願い

したいと思います。

施行日につきましては、令和2年4月1日というところでございます。

よろしく申し上げます。説明は以上です。

○葛西教育長 これも、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議案第8号 四日市市英語指導員任用規則の制定について

○葛西教育長 それでは、議案第8号、四日市市英語指導員任用規則の制定についての説明をお願いします。

○高橋指導課長 議案第8号、四日市市英語指導員任用規則の制定についてでございます。

この背景は、先ほど保育幼稚園課長の申しましたように、会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例、その他の規定に基づく給与及び費用弁償を支給するというものの制定でございます。今までも特別職として英語指導員のはありましたが、前回の定例の教育委員会で廃止をしました。改めて制定したものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。よろしくお願いたします。

○葛西教育長 前回の教育委員会会議で、四日市市英語指導員の報酬及び旅費に関する条例を廃止したと。新たにこの規則を制定したということになります。

これも、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 1つよろしいですか。少しお尋ねしたいことがありまして、第2条の2の職務のところなんですけど、今、四日市市の英語指導員が職務として小学校にどんな関わり方をしているのかというのは、どうなのでしょう。といいますのは、外国語活動という言葉が入っているので、今、教科にもなっているということがあって、この活動、等なので当然含まれているということなんですけど、そのあたりの関わり方がそういう高学年にも確実に関わっていくとかいうのがあれば、少し言葉は考えておいたほうがいいかなと感じましたので聞かせてもらいました。

○高橋指導課長 現状ですけれども、小学校は、HEFといいまして、委託をかけたまま小学校に入ってもらっている。ただ、西笹川中学校区には常駐をしまして、笹川中学校にもYEFが入っているという現状がございます。その中で、今、伊藤委員がおっしゃられたように、高学年の外国語科、それから、中学年の英語活動、それから、低学年の生活科等の英語に関わるようなものもやっておりますので、そのあたり、等というところでまと

めてはあるんですけども、現状としてはそういうようなところでございます。

○長谷川教育総務課長 ちょっと補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

この文言につきましては、JETから、一応そのひな型をお示しいただいております、基本的にはその内容を見ながら作成したという経緯もございます。その中で、これは規則ではございますが、内容もその内容に合わせて変わっていく。アップデートされるものであるという認識をしておりますので、その都度、こちらにまたお諮りさせていただいて、そういう文言が不整合になってきた場合の、全国的な状況も見ながら改正はさせていただくというような方向を聞いております。

以上です。

○伊藤委員 承知しました。以前と少し小学校の外国語活動とか外国語科の教科としての扱いが変わってきているので、ちょっと整合性を取らせたいほうがいいのかなと感じたこともありましたので聞かせてもらいました。

以上です。

○葛西教育長 どうもありがとうございました。

では、この件について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議案第9号 四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

○葛西教育長 それでは、続いて、第9号、四日市市立小中学校管理規則の一部改正についての説明をお願いします。

○内村学校教育課長 学校教育課、内村でございます。よろしく申し上げます。

四日市市立小中学校管理規則の一部改正ということで、会計年度任用職員が創設されたことに伴いまして、臨時職員に関わる規定を削除するという文言でございます。

施行につきましては、令和2年4月1日からということをお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○葛西教育長 これは幼稚園と同じことかと思えます。

では、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議案第10号 四日市市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限に関する規則

## の制定について

○葛西教育長 それでは、続いて、議案第10号、四日市市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定についての説明をお願いします。

○内村学校教育課長 学校教育課、内村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本規則の制定に関しましては、その背景についてご説明させていただきたいと思っておりますので、資料26ページ、議案参考資料ということでよろしいでしょうか。

まず、制定の背景といたしまして、教員の働き方改革を推進するために、国は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を一部改正いたしました。この主な改正内容としましては、1年単位の変形労働時間制の適用ですとか業務量の適切な管理等に関する指針の制定といった内容になります。

併せて、2段落目の最後になりますが、この改正を受けて、各教育委員会に対して、上限等に関する方針を教育委員会等規則等で定めるように指示したという、これを受けての制定でございます。

27ページには特別措置法の抜粋を載せさせていただきました。これらの法を根拠に、戻っていただいてよろしいでしょうか、24ページ。四日市市といたしまして、四日市市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関わる規則ということで制定させていただきたいと思っております。

第1条は目的ということで、教職員の勤務の適正化というようなことについての記載でございます。

第2条は、先ほど業務量の適切な管理という言葉がございましたが、適切な管理とは具体的にどういった数値的なことが指示されるのかということで、一月につき45時間、1年については360時間というような上限の設定を行うと。ただ、第2条の2には、一時的、突発的に所定の勤務時間外の業務を行わざるを得ないような場合については、一月について100時間未満、1年については720時間というような勤務時間の制定を行うという形で今回進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○長谷川教育総務課長 補足といたしますか、実は今日、お手元にもう一枚、修正の紙を。県の準則で修正が資料をお送りさせていただいてからやってまいりまして、その内容を修正したものをお配りしております。

具体的には、内容といたしましては、まず第1条の県条例の言い回しの仕方、「以下

『条例』という。」というところが入ったということと、真ん中下辺りにあるんですが、教育職員は「正規の勤務時間（条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）」という定義規定が入った。そして、2条におきまして、委員会は、24ページですと、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するようというのが目的にありましたので、これが削除されてきたという点、そして、裏面でございますが、2条2項の4号で、正規の勤務時間以外の時間においてと書いてあるのが、「所定の勤務時間」の誤りであったというところで、そこが修正となっております。この4点修正の議案として修正版をお配りしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。修正部分は、条例をきちっと入れ込んではっきりさせるということ、それから第2条は重複を防ぐということ、それから、文言の訂正ということです。この中身につきましては、今までもご紹介もさせていただき、あるいは議論もさせていただき、私どもとしても統一的な見解を出す。そしてまた、指針についても議論もさせていただき、それもつくらせていただいたところです。実際にこの4月からこの指針をもって運用していくわけですが、中学校現場においては、部活動だけでもそれこそ月に30時間程度はやっぱりどうしてもかかってしまうという問題もあるわけです。そのような状況の中で、いかに優先順位を明確にして、そして、仕事をしていくかという、そのところにやっぱり知恵を絞っていかなきゃならないと思います。ですから、この1年も、やりながらいろいろ議論をして、さらによいものにしていくことになるのかなと思っております。

いかがでしょうか。これについて何かご意見がございましたら、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

#### 議案第11号 中学校給食推進室の設置に関する規則の制定について

○葛西教育長 それでは、続いて、議案第11号、中学校給食推進室の設置に関する規則の制定についての説明をお願いします。

○内村学校教育課長 中学校給食推進室の設置に関する規則ということで定めさせていただきます。

それぞれ項を確認させていただきますと、第1条、設置ということで、中学校給食センター、中学校の令和5年4月からの提供を進めております中学校給食に関して、中学校給

食推進室という形で設置するということをございます。第2条、室は学校教育課が所管いたします。現在も学校教育課が担当課として業務を行っていますが、室についても学校教育課が所管するということをございます。第3条については、分掌事務ということで、担当する業務についての記載をございます。第4条、職員として室長、その他職員を置く。第5条については専決事項に関わること。第6条は室の処務ということで示させていただきました。

中学校給食の推進のために、やはり室によるさらなる取組が必要だということでの室の設置ということでお認めいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○葛西教育長 いよいよ室を置いて、これから建設にかかる準備に入っていきますので、目に見える形でお示しをさせていただいたということになるのかなと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議案第12号 四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

○葛西教育長 続いて、議案第12号、四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてをお願いします。

○長谷川教育総務課長 資料34ページ、35ページをお願いいたします。議案第12号、四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正をございます。

これは教育委員会内の事務局内の事務分掌を定めたものをございます。そして、今回改正するのが2点ございまして、36ページをお願いいたします。そこに改正の背景が書いてございまして、1つは、先ほど学校教育課長がご説明申し上げましたが、中学校給食推進室の設置について事務分掌に定める。そしてもう一点は、市費支弁職員という規定があるんですが、市費支弁職員という言い方、表現の仕方が定義が曖昧であるという指摘を市長部局から頂いておりまして、それを今回明確化するとか、必要な改正を行うというところで上げさせていただいております。

まず、中学校給食推進室に関しましては35ページをございます。

6条の内部の学校教育課の中で、保健給食係の中に中学校給食推進室に関するところ、学校教育課が所管とするということに整理をさせていただいております。

そして、もう一点の改正が、6条の教育総務課の中に市費支弁職員という言葉が2度出てまいりますが、これを市費支弁職員、そもそも市費で給与を支弁する職員というのは、

基本的には全てということになりますので、これを削除いたしまして、むしろ県費負担職員を除くという言い方に改めさせていただいた。要は、5号の市費支弁職員というところを、こちらをいわゆる県費負担職員を除くという言い方に改めるということで、市費支弁職員という文言を使わないという整理をさせていただいたところでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日というところでございます。

よろしく申し上げます。説明は以上です。

○葛西教育長 これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

### 議案第13号 四日市市文化財保護審議会委員の委嘱について

○葛西教育長 続いて、議案第13号、四日市市文化財保護審議会委員の委嘱についての説明をお願いします。

○川尻社会教育・文化財課長 社会教育・文化財課でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第13号、四日市市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

これにつきましては委員の任期が2年間になっておりまして、39ページ議案参考資料にもありますように、新の任期が令和2年4月1日から令和4年3月31日までということになります。下に名簿がございますけれども、この委員さんは全員現委員さんで、皆さん再任ということでさせていただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。以上です。

○葛西教育長 全員再任ということですか。

この件についても、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## (2) 協議

### 1 令和2年度四日市版コミュニティスクール新指定校について

○葛西教育長 それでは、協議事項に入ります。

令和2年度四日市版コミュニティスクール新指定校についての説明をお願いします。

○高橋指導課長 指導課長、高橋でございます。

令和2年度四日市版コミュニティスクール新指定校についてでございます。



四日市版コミュニティスクールは、平成18年度に導入に向けて3校をモデル校に指定し、平成22年度から5校を指定校として取組を進めてまいりました。また、平成28年からは、新規校を7校とし、第3次推進計画に位置づけ拡充を進めてきたところでございます。令和元年度は、第3次推進計画どおり7校を新規指定する予定でしたが、8校の学校から指定希望があったため、四日市版コミュニティスクールを推進していく上で最も大切な学校と地域の機運の高まりというところを重視いたしまして、希望校8校を全て新規校としたところでございます。令和2年度は6校を新規校として指定したいと考えております。

その6校につきましては、そこの2のところでございます、小学校2校、中学校4校というところでございます。その後、それぞれに、2ページから応募申請書がございますが、実情と申しますか、そのあたりを少しお話しさせていただきます。

1ページのところにもう一度戻ってください。羽津小学校ですけれども、昨年度、羽津北小学校が指定校になりました。それに伴って、今年度、羽津小学校、そして、来年度、羽津中学校というような計画を地域でしております。

それから、笹川小学校でございます。笹川小学校は、統合に伴い、今年度、処務等が忙しいという、いろいろあるということで、来年度、令和2年度に西笹川中学校と笹川中学校、同時にコミュニティスクールとなって一体として進めていきたいというところでございます。

橋北中学校は、橋北小学校がコミュニティスクールになっておりますので、今年度はぜひやりたいというようところで応募をしていただきました。

常磐中学校です。常磐中学校は、昨年度、常磐小学校、常磐西小学校が一度に指定校になりました。小学校の取組から中学校を今年度指定にしてというようところで、地域としてそのような計画を立てているところです。

それから、内部中学校です。ここも3年前に内部東小学校が指定校となりました。その前に内部小学校はもう指定校になっておるわけですが、順次やっていくというところで、今後、中学校区で1つの運営協議会とかいうようなものを模索しながらやっていくということで、令和2年度、指定校としての応募になってまいりました。

簡単ではございますけれども、この6校の指定校、よろしくご協議をお願いいたします。

**○葛西教育長** それぞれの学校から、もう既に実践内容の報告もされておるわけですが、いかがでしょうか。お読みいただいて、何かご感想あるいはご意見がありましたら

お願いいたしたいと思います。

○伊藤委員 いよいよ地域とともにある学校づくりというのが全市的に進んできたという感じを受けるんですけど、コミュニティスクールの運営要綱にもありますように、保護者、地域住民が学校運営への参画を推進する仕組みについて構築していく、または、それを通じて学校教育活動の充実を協働して進めるんだという、この仕組みを今後つくって、地域とともにある学校づくりを進めていくという構想があると思うんです。そういう意味で、その仕組みづくりというところで、かねてよりそのことがそれぞれのコミュニティスクールにおいて課題にもなるし、今後新しくなっていく学校も課題になると思います。読ませていただくと、幾らかもうその見通しを持っていると読めるんですけども、そういうことをまたぜひ進めるように事務局からも働きかけをしていただけたらと思って読ませていただきました。

○葛西教育長 この仕組みづくりについて、それぞれの運営協議会に指導主事も入っていくわけですけども、こちらの考え方、こういうことをしっかりやっっていこうということについて、ちょっとこの場を出してもらいたいと思います。

○高橋指導課長 本市としての今後の取組の内容であったりとか、今おっしゃられた体制づくり、あるいはその構築というような部分に関して、委員の皆さんには委員研修というのをやっています。それから、それぞれの運営委員長さんのそういう会議も持っています。運営委員長さんが一番、その会議の中では、やはり幾つかの小グループに分けるんですけども、そのときに、長年やってきてそういう形ができているようなところと新しいところというようなものをきちっとそういうグループに分けて、それぞれの、こちらでも運営の仕方はもう分かっていますので、このことを言うてくださというような形でちょっとお話もさせていただいて、そんな中で、自分のところでできることは何かというところの話合いをするような研修会を持っています。

それから、これはリーフレットのところにいつも書かせてもらっているんですけども、そこの一番後ろのところに載っておりますけれども、本市のコミュニティスクールですけども、上段のところに書いてありますように、地域と、それから、学校支援というところを運営協議会がコーディネートするというようなところなんです。

こういうような仕組みの中で、やはりコーディネーターというような役割の方が今後必要ではないかというところ、このコーディネーターに関する委員研修をここ数年やっております。コーディネーターといっても、やはり地域のことをある程度分かっ

る方、今後学校づくりビジョンを達成するために必要であるというような地域の人材を活用して、それを学校支援に位置づけていくというような人材を今後は体制の中に入れていかなければならないと考えています。また、そのことについては、政策とか財政とも話をしているところです。

下のところですけども、こういうような、学校も元気、それから、地域も元気というような好循環が生まれる。それは、それぞれの地域でも少しずつ違う部分がございますので、そういうところを意識して取組が進められるような体制を構築していく。そこにまた指導主事も入って支援をしていくというようなところでございます。

以上です。

**○伊藤委員** 新しい学習指導要領の中でのアクティブラーニングの中に、地域の人たちとの関わりというのはより重要になってくるであろうということも位置づけられていると思うんです。そういう意味で、今、指導課長が言われたように、コーディネートをする人材というのは、まさしくおっしゃるとおりで非常に重要な位置づけというか、意味があると私もかねがね思います。

学校づくり協力者会議の時代も、運営としてはそれなりに学校も意見交換をしてやっていたわけですけど、いざボランティアであるとか地域の連携協働ということの視点でいうと、やはり学校がそれを担ってやっているというその現実、コミュニティスクールになっていたとしても、まだまだそういうところが多いのではないかと。そういう意味でのこのコーディネート、地域との関わりであるとか、それから、その橋渡しになるこのコーディネーターがいかに活躍できるか、してもらえるかというところが、今後、連携協働の重要なポイントになってくると思いますので、ぜひこれを進めていただけたらと、今の話を聞いておいて改めてまた思いました。よろしくお願いします。

**○葛西教育長** まさしくここが一番大事なところですね。

これについては、四日市のコミュニティスクールというのは、文科省表彰を連続して頂いております。そういう意味からいうと、全国レベルには達している。その中で優れているものが表彰をされているというわけですけども、やはり表彰されたところのコミュニティスクールの運営の仕組みというのは、それぞれ地域独自のものであるんだけど、非常に地域の方が中心となって動いていただいているという特徴があるのかなというようなことを思います。だから、それをやはり浸透させていただいて、そして、学校が元気ということは地域が元気になるんだという、双方向での関わりというか、そういうこ

とをさらに強めていきたいなというようなことを思っております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

これはよろしいですね。

### (3) 報告

#### 1 新型コロナウイルス感染症対策のための公立小・中学校の臨時休業について

○葛西教育長 続いて、報告事項に入ります。

報告事項、新型コロナウイルス感染症対策のための公立小・中学校の臨時休業について説明をお願いします。

○長谷川教育総務課長 教育総務課でございます。よろしくお願いいたします。

もう既にお送りさせていただきました、A3が1枚ついて、あとはA4という資料と、それから、本日追加及び差し替えという形で最新の数字に替えた資料、それから、新たにご報告すべき資料がございますので、その資料を使って、これまでの取組につきまして総括的に、順を追ってご説明をしたいと思います。

まず、郵送させていただきましたA3、1枚の資料からご説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策のための市立小・中学校の臨時休業について、これが3月19日現在というところで資料等をつけさせていただいております。

まず1番でございますが、臨時休業、これは2月末の文科省からの要望を受けまして臨時休業を行って、昨日までというところでございます。そして、別紙1、2月28日に四日市がその対応をまとめた資料でございます。

まず、臨時休業期間は3月5日から24日というところで、3月2日から2、3、4と3日間の猶予といいますか、開校の期間を設けております。その中で、卒業式については開催する。そして、修了式、本日ですが、これも開催する。そして、26日、明日からは学年末春季休業というところで整理をしております。

そして、臨時休業にする理由もそこに書いてございますが、ここには、特別支援等に在籍する児童生徒への対応、そして、1人で過ごすことができない子どもの居場所づくり等、また、学童の対応等、子どもたちが休業中に安全に過ごせるかどうかの確認について必要であると考えて3日間の期間を設けたというところでございます。

そしてまた、あとは市立幼稚園・保育園、学童等のことについても書いてございます。

戻っていただきまして、こういう方針の下、ただ、この3月2日から4日までにおいて

も、登校への不安がある場合は無理をせず登校を控える。この場合は欠席扱いにならない旨を保護者にすぐメールで連絡をさせていただいています。そして、その3日間に自宅待機した児童生徒の数につきましては、記載のとおりとなっております。

そして、2日から4日までの間におきまして、まず児童生徒の家庭での過ごし方調査を行いました。これも別紙2にその資料がついてございます。小学校長宛てに、2日に発送して3日10時までに回答をよこすようにという、かなりハードなスケジュールの中、別紙2のもう一枚、保護者の皆様へという資料をお配りしていただきまして、アンケートに答えていただく。調査票に記入をいただいて、子どもたちがどう過ごすかについて把握を行ったというところでございます。

具体的な把握につきましては、その調査結果というところで別紙3でございまして、元のA3に戻っていただきまして、こちらも同じ資料でございまして、1枚目の資料で説明しますと、調査結果につきましては、調査対象人数、小学校全児童について聞いたというところでございます。そして、3年生以下、1人で過ごすまたは兄弟で過ごす児童が564名把握できたというところで、この子たちを基本、そして、あと、放課後デイサービス等の在籍児童等々、特に1人で過ごすことが難しい子どもたちについて、学校での一時預かり等を行ったというところでございます。その緊急一時預かり等を行ったことが3番に書いてございます。これが別紙4。そして、最新の差し替え版というところで、本日に置かせていただいた資料の①というところで、横長の臨時休業に係る実績というところでございますが、これは昨日までの数字がありまして、左から1、2、3、利用者数というのが、曜日の向こうから数えて3つ目にあるんですが、マックス140名、3月17日というところで、大体、100名前後の子どもたちを学校、これは小学校全部の集計というところでございますが、大体100名前後の子どもたちが緊急一時預かりの対象となったというところでございます。また、特別支援の在籍数につきましては記載のとおりというところでございます。

そして、また、右側もございまして、学童保育所支援というところで、学童保育所へ人的支援を行っておりまして、指導主事、教職員等、あと、市の職員も参加しておりまして、約40名程度学童への支援を行った旨の表にもなっております。これは、また後でも取り上げさせていただきます。

このような状況で、昨日まで、何とか子どもたちの対応を行ったというところでございます。

そして、A3の資料に戻っていただきまして4番でございます。児童生徒の臨時休業中の学力と生徒指導に関して、まず、臨時校長会で指導課より指示がございました。これが別紙5でございます。

それから、本日お配りさせていただいた別紙5の追加というのが先ほどの表の紙の次についておりますので、3月2日の臨時校長会におきまして、指導課長から、この休みに伴う生徒指導上の取組というところで指導をしていただいております。

まず、生徒指導につきましては、家庭訪問、教育相談。これは進路を含めてでございます。あと、部活動の中止等を指導、指示していただいております。そして、学力保障に関しまして、本日つけさせていただいた別紙分の追加なんですが、もう一枚の臨時休業期間における各教科の学力保障について、これも3月2日に指導課長から各校長へ連絡をしていただいております。

まず、この期間、授業を受けることができないことによって学習に遅れが生じたり学習内容の未定着がないように家庭学習をしっかりと。学びの空白をつくらないというところで、いろんな学力調査の過去問題であるとかスタディ・チェック等々の宿題を配付する。これが、2日から3日に作成をしまして、4日に、休業の前に子どもたちに配付をする。そして、家庭学習期間になって、一度、3月12日、13日のときに、回収と、さらに次の課題を配付というところで、子どもたちの様子と家庭学習の進度も確認しながら、新たにやる。2週間放っておくのではなくて、新たに家庭学習も配付して、そして、今日の連絡表渡し、家庭学習の回収と、それから、さらに春季休業への家庭学習を配付するというところで、子どもたちが学びの空白をつくらない、そして、しっかり課題があって勉強ができるように対応していただいたというところでございます。

資料に戻っていただきまして、今度は学童保育所への支援というところで、先ほども申し上げましたが、人が足りない。どうしても学校休業中、学童保育所が対応が難しいところにつきまして、指導主事、それから、市職員を派遣しております。そして、例えば、中央小の例も書いてございますが、学童保育所が必要に応じて、特に学童は狭いところもございまして、学校の施設、例えば、図書館であるとか運動場であるとか、そういうところは適宜開放していただく。そして、例えば中央小ですと、そういう部屋をもう専用するという形で、子どもたちが密集して過ごさないように、そういう配慮をしていただいた。物的にも、人的支援、そして、場所の提供というところで学童への支援を行ったというところで、これがまず19日現在の資料でございます。

そして、本日お配りした資料の中で、別冊とじなんですけど、本市における患者の発生という資料をつけております。第1報というところで、これは議員宛てに保健所長が行った資料のコピーでございますが、3月18日付で本市にコロナウイルス感染症に関連した患者が発生しておりますので、これについて内容をまとめた、そして、報告があったものがございます。そこに書いてあるのは、報道でも発表がございますのでご承知おきとは思いますが、市内1名、今感染の方がいらっしゃるというところで、50代の方等々、経過も書いてございます。そして、東京から患者との接触により感染した模様である等々の記載になっております。

そしてもう一枚、第2報という次の紙でございますが、この患者さんに対しての濃厚接触者につきまして、家族の方は陰性であった。そして、職場の方で接触のあった方も陰性であったというところの報告でございます。現状、1名の感染者の方がいらっしゃって、あと、濃厚接触者の方、家族の方等々、今のところ陰性。ただ、経過観察中というところで、現状、市としてはこういう感染状況というところでございます。

これを踏まえまして、次の資料、専門家会議の資料をつけさせていただいております。19日付の専門家会議の資料の中で、この資料はちょっと量が多いので全て説明というわけにはいかないのですが、特に見ていただきたいのが11ページ、7番というところで、地域ごとの対応に関する基本的な考え方というところの中で、日本をこの専門家会議は3つの地域に分けております。感染状況が拡大傾向にある地域、そして、感染状況が収束に向かい始めている地域、並びに、一定程度に収まっている地域、また、感染状況が確認されていない地域。この3つの中で、四日市は、真ん中の、感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域に該当されるということが本部員会議でも確認をされております。この地域であるということ踏まえて、今後、文科省の授業の再開の通知であるとか対応を考えていくというところでございます。

そして、資料には文科省の通知もつけておりますが、本日お配りした資料の中で、追加資料の3枚目、本日お配りした資料のとじの資料の一番最後でございます。昨日、本部員会議、そして議会記者発表もさせていただいた、臨時休業後の対応等につきましてという資料をご説明させていただきます。よろしいでしょうか。③でございます。

1番、3月26日以降、明日以降でございますが、これは春季休業というところでございます。そして、まず、臨時休業が終了しましたので、緊急一時預かりや学童保育所への教員の派遣については終了となります。

部活動でございます。これは県の部活動も参考にしながら、3月26日より部活動を再開するという整理をさせていただいております。ただ、校内で、専門家会議とか報道でもあるんですが、3密を避ける。密閉、密集と密接した状況での話し合い、そういうのを避けるという観点がございますので、それに対応できるように、部活動を再開するものの、やはり密閉する場所でないところ、それから、時間であるとか子どもたちの状況を考えながら再開していかなくてはいけない。急に始めるということではなくて、慣らしを踏まえて、これは部活動、運動部、文化部ともに、当然生徒の状況とか感染の対策に配慮し、練習時間も考える等、あとは生徒本人と保護者の参加意向を優先する。きちっとそのあたりも確認しながら配慮をして、各校で感染症対策等を行った上での部活動の開始というところですよ。

また、社会体育、学校開放でございますが、臨時休業期間中は中止をしておりましたが、併せて26日から、各自判断の上、実施というところで整理をさせていただきます。

そして、運動場解放につきましてですが、これは臨時休業期間中も、子どもたちの健康保持の観点から、学校で運動してもいいよ、体を動かしてもいいよというところでやっておりましたが、部活動等の状況もございまして、日常的な運動を行う場としては学校の運動場も使ってもらおうというところで整理をしております。

そして、学校行事の見通し、6日以降、今度は新学期に向けてです。四日市は、先ほど申しました、感染程度が一定程度に収まっているということで、学校の開校式は4月6日を目途として開校するというところで考えております。感染症対策を講じた上で、授業は4月6日からやっていくということになります。

まず、始業式、入学につきましては実施。それぞれ修了式や卒業式に準じた形で感染症対策を十分に行ってやっていくというところがございます。

そして、その他の課題として上げておりますのが、臨時休業中の未履修につきまして、3月中未履修部分が出てまいりますので、4月以降、未履修の単元の必要な時間数の精査であるとか、新学年における未履修、改めて全学年の内容をつけて未履修分を行う等々、保護者等への連絡も含めてきちっと対応するというところをしていく。具体的には4月以降の取組となるというところですよ。

また、修学旅行、中学校でございますが、5月、6月の修学旅行については、秋に延期する方向で今検討を行っておる旨の決定をしております。

まず、資料の説明としては以上でございます。



○葛西教育長 2月27日の6時半、内閣総理大臣の全国一斉の臨時休校の要請、それからほぼ1か月たったわけですけれども、その間、委員の皆さん方には、それこそしっかりと情報収集を行っていただく中でいろいろお気遣いをいただきました。卒業式にも参加していただいたわけですけれども、そういうことも含めまして、いろいろご意見あるいはご感想を頂きたいと思います。

○渡邊委員 卒業式に猶予期間を3日間取ってもらったということがあって、それで不十分ではあったけれども対応できたということでありまして、それが私は一番よかったと思います。

それから、若干付け加えますと、小学校なんか、先生たちが在校生の代わりに卒業生との呼びかけに対応したり、歌と一緒に、一生懸命練習して対応してくださって、非常に小学校の卒業式らしい、在校生がいなくても非常に温かい雰囲気の良い卒業式だったということで、私どもも大変うれしく思いました。学校の先生方がほんとうに一生懸命に準備をしてくださって、それから、中には、小学校6年生の生徒は若干準備不足で、うまく最後の発表ができないような子もいましたけれども、それでも励まして、うまく、非常に温かい拍手で最後、送り出すことができたというのは、これはほんとうにこういう期間としても、大変学校の先生方はよくやっていただいたという感想ですね、私は。

○葛西教育長 豊田委員、いかがでしょうか。

○豊田委員 私は小学校の卒業式に出席させていただいたんですけれども、今、渡邊委員が言われたように、先生方が非常にご準備とかお気遣いがあったし、子どもたち自身が、こういう状況、6年生になるとある程度理解ができるので、その中で、自分たちはこういう卒業式をしてもらえて記念に残るといような言葉もあったりとか、それから、先生方の歌であったりとか、また、今まで見せていただいていた卒業式とは違った感動を私自身は頂いて、彼らたちがこれから成長していくときに、ある意味、記念に、心に何か持って卒業できるのじゃないかなというように感じを受けました。ほんとうに先生方、お疲れさまでしたという感じですが。

○葛西教育長 伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員 卒業式につきましては、小学校、中学校ともに、やれる範囲のことを一生懸命その準備もしていただいて、粛々としていただいたのではないかと。特に、中学校は、私、山手中だったので人数が223名の卒業生だったので、これは代表にせざるを得ない。ほんとうは1人ずつ渡したいんだけど校長先生は言ってみえましたが、そういう

ところはあれだけでも、子どもたちとしては、歌も一生懸命歌って、いい卒業式、厳かな卒業式をしていただいていたし、子どもたちも、やっぱり、式があって保護者も見ただけというこの範囲のことは、一番やっぱり重要な部分であったんだなと思って、対応についてはよかったのではないかなと思いました。

あと、ほかのことは後で言います。

○葛西教育長 じゃ、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 私は、橋北中学校に行かせていただいたんですけども、やっぱり、それこそ人数が少なくて29名ぐらいの人数でしたが、やっぱり温かく、皆さんが、先生方も、かなり準備していただいたというのと、あと、みんなマスクをしているというのでちょっと異様な雰囲気はありましたけれども、でも、最初のときだけで、あとは、もう、皆が人数が少ない分一生懸命歌ってみえたときに、在校生の歌を録音したものを一緒に流されて、それで、卒業生の校歌をまた入学式のとくに一緒に流しますと学校で配慮されていたのが感動いたしました。

とにかく、やっぱり保護者様も、今回の件につきましては、私も小学校6年生の子がおりましたので、やっぱり、卒業式ができるのかなというのがすごく心配でありましたが、卒業式もさせていただいて、今までは在校生の方がいらっしゃって掛け合いをしたりとか、そういうこともまた1つの形式としてあったんですけども、すごく温かくやっていただいたというのがよかったなというのと、あと、最後の授業参観ですと言っていたので、そのときに、私は4人おりますけれども、最後の授業参観なんだなと思って実感させていただいて、感動を覚えました。先生方がほんとうに努力をしていただいたなということが見えて、すごくありがたい、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

以上です。

○葛西教育長 卒業式をそれぞれの学校が精いっぱい、できる中でやらせていただいたというところかなと思います。

それでは、これ以外のことでいろいろお気づきの点等があるかと思しますので、ご意見を頂戴したいと思います。

○渡邊委員 これ以後というと新学期ですよね。だから、昨日、文科大臣が新たなガイドラインをと言っておられたんですが、それを受けて、いろいろ心配というか、特に1つは、新学習指導要領の小学校の施行の初年度に入ることが1つですね。それから、もう一つは、修学旅行の秋への延期と、それから、遠足等の行事、それから、運動会を春にや

るところが最近増えていますよね。あれなんかは当初の計画どおりにされるかどうか。そこらのところを非常に私、心配してしまして、粛々とその予定どおりにできればいいんですけども、いろんな配慮から、これは現場に委ねるといような場合には、やはりこれは、非常に主催者というか、学校が非常に戸惑うといいますかね、学校側の独自の判断を迫られるような部分があるので、そこらのところ、ケース別にいろいろ見て、やっぱり市としてうまく対応できるようにするよう市としてのガイドラインといいますか、そういったものが要るのかなというようにちょっと気がいたしまして、老婆心ながら心配をしているところです。

○廣瀬教育監 新学習指導要領の対応をお尋ねいただきました。新学期、そういった新しいことも始まるわけですが、先ほども、資料の休業後の対応等についての未履修、3月にできなかった単元の考え方について、ちょっと今考えていることだけご説明をさせていただきます。

今、各学校でそういった時間がどれぐらいあるのか、その整理をきちんとしてもらっています。その中で、未履修となっている単元、残ってしまった単元については、4月の1週、2周目で必ずやるように、先日、校長会で指示をしました。その後、どうしても不足する時間も、4月の頭に2週間、3月分をやるわけですから押してくる。そこについては、行事の精選、例えば、今回、運動会、体育祭を秋にするところは大幅遅くしましたので、そこで、9月の、エアコンも入ったことで、2学期当初の学習活動の整理がちょっとこれまでと来年度は違うカリキュラムが組めるのかな、そういった整理ができる。それから、卒業式も、練習しないでもあれだけできるじゃないかということもあって、そういう行事の見直しをすることでかなり生み出していけるんじゃないかなということは考えています。

ただ、あと、3月末の単元の中には年度末の復習のような単元がたくさんあって、復習なのでということはあるんですけども、それでは復習の時間を取らなくてもいいのかというのはちょっと違うと思いますので、そういった時間を生み出す中で、そういった復習の単元については平準化しながら実施していく。その中でも、定着度はきちんと、1学期で前年度の既習の事項の定着を確認していく作業は必要だ。

その中で、どうしても定着度が弱い子というのはできてきますよね。この3月に家庭学習で、自分で学習できる子となかなかそれが難しい子で、かなりやっぱり学力格差がここでもまたついてしまうのではないかという懸念がされています。そういったことについても

1学期に押さえてはいくんですけども、各学校で、小学校3年生以上は、もう一度復習の期間というのをきちんと設けていくべきではないかということをお話させていただいています。5日間の補充学習を設定することはどうかなというところで今考えています。

単純に、この3月、臨時休業になった時間を夏休みに、じゃ、やったらいいじゃないかというご意見もあるかと思うんですけども、本市の場合、大規模改修の入っている学校にとって、特に、大きな学校、今年、常盤西小学校とか朝明中とかが入っています。大矢知小とかも入っていますので、多分物理的に難しい。できる学校とできない学校があるというのはちょっと問題かなというので、夏休みのところについては、補充学習を5日間、どこも3年生以上はやりましょうよという形でやりたい。学年を替えれば視聴覚室や図書室でやれるんじゃないかと思っています。そこは3月の臨時休業中の学力が少し定着が弱い子の補充をきっちり夏までにやっていきたいと思います。

そのように、行事の精選もしながらまとめの時間とか学習の定着を図ってずっと進めていくんですけども、どこかで足りなくなってくるんじゃないかというのは想定して、20時間ほどはやっぱり教科の時間として保障していかなくてはならないのではないかと、最低数。これはまだ精査しているので確定数じゃないですけども、そういうようなところを生み出す必要があるのかなと考えています。それについては、例えばですけど、9月1日から始まるのを、8月31日が月曜日で飛び出していますので、そこに1つ持っていけないかな。これは工事業者さんにも施設課から無理を言って開けてもらわなあかんということはあるんですけども、ここで1つ生み出せないか。それから、12月23日の終業式なんですけど、25まで、これも金曜日が25なんです。そこまで引張ることで、20時間を生み出せないかな。それには当然給食の実施日も増やさないといけないんです。9月2日の給食、それから、12月22、23、24の給食実施をすることで、5限、6限を設定することで、最大20時間程度の生み出しができる。ここで4月1週、2週押した分のところを行事の精選で吸収しながらも、最後、年内に3月の遅れを取り戻そうという大きなスパンで考えたいと思っています。そんなところを今後学校の未履修時間の精査をする中で設定して、またお諮りしていきたいと考えています。

あと、遠足と社会見学については、まだちょっと見解を出していないんですけども、中学校の自然教室の4月分、ちょっとこれは今見送るということで調整をかけています。4月は学校の立ち上げをきっちり、感染症予防対策をきっちりした中の運営を優先して、

ちょっと様子を見る時間を頂いて進めていこうかなと考えています。

現在、今考えていることだけご紹介をさせていただきました。

○長谷川教育総務課長 1時間程度会議がありましたので、換気を行いたいと思います。

もしよければ5分程度休憩して、窓を開けて空気を入れ替えさせていただきます。

○葛西教育長 それでは、5分ほど換気休憩ということで。

午前10時34分 休憩

午前10時39分 再開

○葛西教育長 よろしいでしょうか。再開いたします。

その他、ご意見を頂戴したいと思います。

○豊田委員 今、綿密な変更に対するご計画をお聞かせいただいたんですけど、新年度が始まると、やはり人の動きが活発になってくると、今は年度末でちょっと動きがなかったので四日市の発生も抑えられていると考えたときに、他県からの流入とか人とか、今、全国での発生状況を見ていると、やっぱり都市部が多いのは人の流通かなと考えられる部分がございますし、それから、インフルエンザと違って、暖かくなったりとか湿気があればウイルスがなくなるということもエビデンスはないと言われているので、とすると、この状況が続くと、ひょっとしたらまた急遽活動を止めなきゃいけない可能性があるということに対しても少し、また学習が遅れていくかなとか行事がどうかということ、四日市はわりといつも早く決断していただいているので安心かなとは思いますが、そのあたりも少し危機として持っておく、なければならないにこしたことはないんですけどという、人が動き始めるというときはやっぱりちょっと怖いかなというのがあったりするんで、そのあたり。

それと、新小学校1年生とかは、なかなか、まだまだ小さいので動きも活発かと思えますので、そこを抑制することは活動上よくないとは思いますが、そのあたりと、それに対して現場の先生方が、保護者の目も含めて過敏になり過ぎてちょっときつくないようなご配慮とかをしていただけると思いますし、また、今四日市は全然ないのでいいですけど、倫理的な部分での教育も必要になることがあるかと思えますので、そのあたりも少しお考えいただいたら。考えていただくと詰め込むことが多くなるので大変かとは思いますが、

以上です。

○葛西教育長 ありがとうございました。

今、何点かご指摘いただきましたが、特に学校の休校についてどう考えているかということについてはどうですか。

**○内村学校教育課長** 現状、国の施策として、4月からは再開を原則ということですので、それにのっとって一旦再開するものの、やはり状況に応じては適切な対応をしていく必要があると考えています。

特に、児童生徒に感染者が出た場合、これについては、やはり一定休校の措置を取るの  
が妥当であると考えています。ただ、範囲については、1か所で出たのに起因して市全体  
を止めるとすると、当然やはり預かりの問題、今回の臨時休業でもかなりそこは学童の部  
分が多かったわけですが、そういったことも同時に止めるのが妥当であるというような判  
断をするならば、より今回の臨時休業よりも社会的影響は大きいということもありますの  
で、その辺のバランスを取りながら、どういった対応が妥当であるのかというのを、該当  
校あるいはその周辺校あるいは市内全域にまで広げると、そういったことも考えながら、  
また、保健所等の専門的な知見もご判断いただきながら対応していきたいと考えておりま  
す。

**○葛西教育長** それに関しまして、文科省が昨日出しました令和2年度における小学校、  
中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等についての通知、これの  
6ページのフローになるわけですがけれども、参考資料として添付されておるんですけれど  
も、児童生徒等または教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について、  
児童生徒または教職員の感染が判明した場合には、児童生徒については、学校  
保健安全法第19条に基づく出席停止。それから、他の児童生徒等について濃厚接触者に  
当たると特定された場合、同条に基づく出席停止。学校設置者は、このような5点を総合  
的に勘案して、都道府県の衛生主管部局と十分に相談ということで、流れとしては、感染  
した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止のみという、これもあり得ますよと。それから、  
学校の全部または一部の臨時休業を実施という、この2つの流れを出してきました。

一斉休校が始まったときは、学校の全部または一部の臨時休業なんだというトーンが非  
常に強かったんですけれども、今回は、社会的影響を考えたということから、該当者の出  
席停止のみという選択肢もあるということをここで示してきたということになると思うん  
です。

私どもも、やはりここの感染者の経路ですね。ここをやっぱりしっかり把握して、濃  
厚接触者がどうなのかということを考えてやると。場合によっては、3日間ぐらいは濃厚

接触者の、要はPCR検査を待って、対応みたいなものも考えられるのかなとか、そういう場合は、今後十分に想定していかなきゃならないなと思っております。

それから、今ご指摘いただいた、やっぱり新1年生への対応、それから、倫理的な部分、いわゆる差別の部分、それから、保護者の目を含めて過敏にならないようにどう対応していくかということについても、改めて、私どもも、ほかにも何点か考えなきゃならない点もありますけれども、4月6日までにはまだ時間もありますので、今つくっているものに加えて、こういうこともちょっと検討もしていく必要があるかなと思っております。

いかがでしょうか。

○伊藤委員 今、渡邊委員からガイドラインの話がありましたように、教育長からも、これから検討していくということの話があったんですが、おそらく、今、学校関係者、それから、保護者も含めて、昨日出たガイドラインのことをかなり気にしていると思います。新聞報道は、部分だけですのでなんですけど、私も昨日、文科省のホームページでこのガイドラインを見せてもらいましたけれども、専門家の方々の会議のいわゆる理想、やるべきことはこれだというかなりの盛り込んだものを学校にはきちっと入れ込んできていますので、これを現場ではほんとうにどうやるんやというところが、このガイドラインは一番のベースになるというのはよく分かるんですが、やはり市の教育委員会として、また、市の学校としてというところが、今、おそらく、いろんな意味でこれから求められてくると思いますので、教育委員会は、これまでも大変だったと思うんですけど、このあたりを保護者も、学校の職員は当然そうなんですけど、こんな形で四日市は進めてくれるんやということが分かるような形でぜひまたまとめながら情報発信をしていただけたらなと思いました。

ただ、なかなか私も、読みながら、今までのインフルエンザ対策とそんなに違わないけれども、やっぱり違うなというところも結構あるので、これをいかに学校現場が教育活動の中でやれていくのかということについては、ちょっと悩んでしまうところもあります。このあたり、各学校で頼むわというわけにはいかないところもあると思いますので、そのあたり、特に相談をして、あまり学校によって扱いが違うというのもどうかなと思いますので、その点、お願いしたいなと思いました。

それと、今、この休業期間中に、学校は当然濃厚接触というのはないわけですけど、学童保育所であるとかいったところは大丈夫なのかというような声をよく聞きました。学校以上に過密の状態なんやけどと、心配なんやけどというような話も聞いたんですけど、そ

れにおいても対策はよく似たところはあると思うんですが。ただ、四日市として、だから子どもを家庭で全部見ていくということは、現実社会生活上、無理やということも、これも一方分かりますので、猶予期間といいますか、調査期間を取ってこういう対応されたのはよく分かります。短い期間に、2日から4日の間に調査もし、まとめて、それに対応されたのは、これ、通知の日付とかを見ても非常に大変だっただろうなというのも察したんですけど、学童保育所で支援の欲しいと言われたところというのは、現実どれぐらいあったんでしょうかね。人数とかは分かるんですけど、市内学童保育所は結構な数あると思うんですが、そのあたりもちょっと教えていただけて、現実はどうなのかというのを確認していかなきゃならないと思いました。

○葛西教育長 まず、学童保育所の件で。

○高橋指導課長 指導課には学童支援本部が置かれておりまして、指導主事の派遣から全部取りまとめてやっておりまして。全部で幾つあったかという、18の学童からの支援要請がありました。これは、今持っていたのが3月5日の時点ですけれども、ここからだんだん指導員さんらを集めたりとか学童も努力していただきまして、支援する学童は減っていきました。

先ほど伊藤委員がおっしゃられたように、3月2、3、4で、まず自宅あるいは親戚、知人で何とかできるところ。それから、学童へどうしても預けやなあかんと、最終的に緊急的に学校で一時預かりをせなあかんとというような段階を踏みましたもので、意外と、学童には2,000人ぐらいの子どもらが通っているんですけども、1,000人ちょっとぐらいの子どもたちが行くということで、確かに学童によっては過密なところもあるんですけども、3つの学童がある地域があるんですが、そこが2つになったりとか、そのところは、3年生まで預けていたんですけども2年生までにしたりとか、何らかの形では工夫はしていますけれども、その地域によって過密度は全然違う。ですから、過密度が多いところは、学校の運動場の利用を進めたり、あるいは体育館であったりとか図書館であったりとか、そういうところも要請に応じて使うということで、できるだけ過密を解消するというような取組をこども未来課と協力をして進めたところ。それが十分やったかというのは何とも言えませんが、何とか手が打てる場所というので取組はさせていただいたところ。です。

○伊藤委員 こういう事態というのは今まで想定していなかったことなので、学童保育所については、ほんとうに今回、こうやってやるから何とか頼むみたいな形のスタートの



仕方だったので、ほんとうに学童保育所の在り方みたいなものを根本的に考えなきゃならないような例でもあったんだろうなと自分としては感じました。

あと、未履修部分なんですけれども、時期的にいうと2月の末まで一応終わっているの、あとということ、本来、学校でいうと、確かに復習、今までの学習事項を確認したりとかそういう単元が3月は多いので、未履修という部分というのはそう多くはないのかなと、自分の予想ですけれども、しておるんです。ただ、習熟をしていくということも非常に大事な学習活動なので、そういう意味では、教育監が言われた、日数を補いながら、時間数的なこともあるんですけど、保護者の立場で、例えば、やはり何か中途半端で学年が終わってしまって、この学年のことは大丈夫やろうかと。それをどうしてくれるんやという思いはやはりあると思うんです。そういう意味で、それをやっぱり安心できるような対応という意味で、先ほどの時数とか、また今後検討していただくとは思いますが、またその点の情報発信と、そういう安心できる対応というものをまたぜひよろしくお願いしたいなと思いました。

**○葛西教育長** 今、教育監が申し上げたことは、次の教育委員会会議までにはペーパーにして、いわゆる本市の考え方ということで、今、通年、年内を使って総合的にやっていくという考え方、きちっと見通しを持って計画的にやっていくという考え方でまとめさせていただいて、ここでまたご議論いただけたらなと思います。

それをもってして、保護者にも、また、議会にも出していくという。あるいはまた総合教育会議で市長とも意見交換をさせていただくというか、そんなふうなことも今考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

**○鈴木委員** 保護者さんから、今回の臨時休業についてお話をちょっと聞いたところ、急になってしまったので、一応四日市としては学童さんで、あとは自宅、それと、あと、おじいちゃん、おばあちゃんとか、そのように預けられるところを探すということでアンケートを取っていただいたので、それはすごく分かりやすかったですけれども、やっぱり自営業とかをされている方も、自宅にはおるけど仕事があると。そういうので預けられやんのかなとか、やっぱりそこら辺は、今、臨時休業で皆大変なときだからといってあまり声には出されませんでしたけど、やっぱりそういう方もいらっしゃるし、働いている人だけが、不公平とされている方も、やっぱり中にはいらっしゃるということもあります。

先ほど伊藤委員も言われましたけど、学童さんでも大分人数が増えていて密集度が増し

ている。そういうところでもしなかったときにどうするんやと。やっぱりそのように考えているのであれば、学校を再開してもらって、やっぱり普通に通わせてもらっている方がいいのと違うかと言われていた方もいらっしやいました。そのときは、幸い四日市では出ていなかったの、そのように考えている方も多かったのかなと。自分たちに負担がかかっていると思うんですよね。そういうので、保護者さんの間ではかなり賛否もありましたし、なかなか行動ができないというのもあったので、今回は仕方がないけど、また今度、次回そういう状況になったときに、ちょっと考慮していただけたら。

一応、3年生までで1人で自宅におらなあかんと言われていたんですけど、4年生と1年生とか、兄弟がおっても、1年生と4年生の子がちゃんとうちにおるかどうか、それがすごい心配やと。でも、預かってもらえやんし、仕事には行かなあかんという方もやっぱり見えたので、そのご兄弟がいるからというところももうちょっと考えていただけると、それこそ、4、5、6年生の子でうちにいますという子たちはもう大丈夫なのかもしれないですけども、やっぱり、低学年の子がいて、高学年の方もいるけれども、そこをもうちょっと考えてほしいなという意見もありました。確かに、おとなしい子だったらいいんですけど、ちょっとやんちゃな子やったりとかすると、やっぱりものすごく心配やという、今のところ、けがしたとか何したという話も全然聞いていないので大丈夫だとは思いますが、そこら辺も少し考えていただけると、保護者さん側としてはすごくありがたいかなと言ってみえました。

あと、医療従事をされている保護者さんとか、あと、それこそ学童さんが動くのであれば、学童保育に関わっていく保護者さん、もちろん教職とかそういうことで見ることができないという方も、もうちょっと、その中に入っているかどうかは分かりませんが、そういう方も、やっぱこれからどんどんと活躍というか、せざるを得ないような状況になってきているのであれば、そこあたりももうちょっと考えていただけるとありがたいと思います。北海道の例でも、看護師さんがいらっしやらないからとか、先生が来れないからといって病院を閉めてしまったという例もあるので、北海道はそこまで、どのくらいの病院の規模だかは分かりませんが、四日市だと、また病院もたくさんありますし、子どもが学校へ行かないから見なきゃいけないということになって病院に行けなくなると、いろいろな形で弊害が起こってくるかなと思うので、そういうところも考えていただけるといいのかなと、そこは個人的に思いました。

○高橋指導課長 先ほどの低学年、3年生以下に兄弟でおるというところは、一応相談と

いうところをかけていただいた場合に、配慮が必要な子というようなところで学校が判断すれば、特に、先ほど、元気のいい子というようなところもありましたけれども、そういうような子で配慮が必要やというような場合であれば預かっているというようなところもありましたので、その方が相談をされたかどうか。相談も大分かかっておって、そこから緊急の一時預かりとなったお子さんもいますので、そのあたり、それぞれの家庭の事情もあると思いますので、その方は相談されて駄目やと言われたのか、そこも分かりませんが、今後、そのあたり、緊急でやったところですので、相談が必要というところには全部連絡は取っているというところではあります。

それから、学童に関わってですけれども、やっぱり学校を基本は臨時休業にしたので、そこでまた密集の状態を、状況としては密集の状態を教室でつくとかということにもなりかねませんので、そのあたり、学童とも相談をしながら、できるだけ学童もならないようにとはいうところで、情報も共有しながら取組を進めたわけですが、今ご意見を頂いたところも、学童とも、今後も学童の運営にも関わってくるところでもあると思いますので、また情報も共有しながら取組を今後検討していきたいと考えています。

**○廣瀬教育監** 当初、学校を臨時休業する。目的は感染症予防というところで、たくさん子どもたちを集めないという考え方ですと理解しました。それで、安易に学校で預かってしまうと、学校を開けているのとほとんど同じ状況になってしまうんじゃないかということで、こういったアンケートも取りながら、できるだけお子さんをおうちで見ただけというメッセージを発したつもりです。それで、結果、ほんとうに冷静に対応していただいて、見ていただけるご家庭がほんとうに多かったので、四日市の保護者は、改めて、大変子どもの教育に関心が高く取り組んでいられるんじゃないというのが分かりました。

そういった、例えば、先ほど鈴木委員がおっしゃられたように、4年生と1年生の兄弟というようなところの扱いについて、うちのメッセージの発し方がちょっと弱かったのかなと思いますけれども、このあたりは指導課長が説明させていただいたように、フォローのところで個別に相談というところでほんとうは受けるご家庭やっただなと思いますので、そのあたり、今回の状況を見て、もうちょっとメッセージを発しても許容できる範囲というか、対応できる範囲というか、ほとんどの方は冷静に、自分の子を守るという行動に入っていただけということも今回のことで学ばせていただいて、次のこういう臨時的な緊急対応についての対応の1つの考え方として反映させていただきたいと思います。あ

りがとうございます。

○葛西教育長　そうですね。私たちもぎりぎりの判断をしてきたわけですがけれども、後になってみれば、もう少しこういう点をカバーすればよかったとか、メッセージの発し方をこうすればよかったという教訓はやっぱり幾つかあります。実際、今後休業はないのかとなると、いや、これはもう今日にでもまた起こる可能性もあるわけですよ。ですから、今回は、18日にお一人の方が判明したわけですがけれども、幸い家族の方には感染が広がっていなかったという幸運がありまして、これがもし家族の方に広がっておれば、また次の感染も考えられるわけですので、さらに厳しい対応をしなきゃならないという、そういうことは常に私どもも想定していきなきゃならないかなということを思っています。その際に、例えば、1つの学校で起こったと、あるいは複数の学校を止めなきゃならないというときに、今、鈴木委員から頂いたそういう声もきちっと反映させたものをつくり上げていきたいというようなことを思っております。ありがとうございました。

この件につきましてはよろしいでしょうか。これもまた引き続き、次回の教育委員会会議で議論をお願いいたします。

## 2 令和2年2月定例会月議会の経過について

○葛西教育長　続きまして、報告事項、令和2年2月定例会月議会の経過について説明をお願いします。

○松岡副教育長　資料につきましては、A4サイズ、ホッチキス留め、横の令和2年2月市議会定例会月議会をご用意いただきたいと思います。

1ページから始めまして39ページまでございまして非常にボリューム感がございまして、内容につきましては、質問事項のところをかいつまんでお話しさせていただきたいと思っております。

まず、3ページをお開きになっていただけますでしょうか。代表質問からでございます、代表質問は4人の方から教育に関係する部分のご質問を頂きました。

やはり、竹野議員のところでございます、関心の高いところで、ICT教育の環境整備であるとか、次の川村議員ところに出てまいりますけれども、新しい奨学金制度、それから、いじめ、不登校というところでご質問を頂戴しているところがございます。

4ページへ進んでいただきますと、公明党の樋口博己議員からは、体育館への空調整備でありますとか、支援が必要な特別支援教育コーディネーターのところのご質問を

頂戴してございます。

それから、5ページは、新風創志会の石川善己議員からの質問でございまして、いじめ・虐待問題についてということと、翻訳機の活用を、新年度から予算取りをしますので、そのことについてのご質問を頂戴したところになります。

それから、ページを進めていただきまして、7ページ以降が一般質問のところになってまいりまして、11人の方から幾つかの質問を頂戴してございます。

一番最初に出てまいりますのが森議員からです。学校の普通教室の整備事業におけるプロパンガス業者との契約についてということ。それから、次に、小中学校における喫煙場所の件についてご質問を頂戴しております。

それから、3つ目の笹岡議員からは、中学校におきますピロリ菌検査の導入についてということで、関係部局とともにご質問を頂戴いたしました。

それから、次、8ページでございすけれども、8ページは荻須議員から、朝明中学校、大矢知興義小学校周辺地域の諸問題についてということと、伊藤嗣也議員からは、食品ロスを減らす取組についてということでご質問を頂戴しております。

次、9ページでございすけれども、9ページは公明党の森議員からは、交流籍制度の導入についてということと、ヘルプマークのさらなる認知に向けてということでご質問を頂戴してございます。

それから、次に、山口議員からは、性教育の現状と今後についてということでございました。

それから、10ページは、谷口議員からは、地域にあります郷土資料館の存続と活用についてということでございました。2つ目のところは、普通教室の空調の整備が整うので、夏休みの期間短縮なんかについてご質問を頂戴したところでございます。

それから、次に11ページでございすが、同じく谷口議員からは、ICT教育の環境整備の進捗状況についてということと、市長の所信表明の中で、教員するなら四日市という記載がございますので、そのことについてのお尋ねがございました。

それから、次、12ページになりますが、まず、三木議員からは、不登校の現状と課題についてということで頂いています。

それから、次の欄は、後藤純子議員から、夜間中学の本市の考え方についてお尋ねをいただきました。

それから、次、13ページでございすが、一般質問の最後でございす村山議員から

は、貧困の連鎖の根絶に向けてということで、健康福祉部あるいはこども未来部との関係性の中で教育委員会の考え方についてご質問を頂戴したというところでございます。2つ目の事項については、小中学校のAEDの配備についてということでご質問を頂戴したという経過でございます。

それから、ページを進めていただきまして、14ページからは、一般会計の当初予算に係る委員会の中での質問事項が幾つか書いてございます。この中でも15ページをご覧になっていただきますと、一番上の欄の石川議員から奨学金制度のことについてということと、3つ目のところでも、翻訳機の対応のことについてというところで質問を頂いたりしてございます。

それから、16ページ、17ページを開いていただきますと、チーム学校推進事業でありますとか、16ページ一番下のインクルーシブ教育推進事業、それから、17ページでは不登校対策推進事業というところで、非常に議員もこの分野に関心が高いというところをご覧になっていただけるかなと思います。

それから、18、19ページを進んでいただきますと、ここのところでは給食センターの管理運営のところと、19ページでは、先ほど一般質問でもありました郷土資料館への支援のことについてご質問を頂戴したという経過でございます。

それから、最後20ページをご覧になっていただきますと、ここには提言シートというものが出てまいりまして、隣の21ページからその提言シートのことになってくるんですが、この提言シートは、8月定例月議会の決算のときに指摘された事項について、どのように当初予算に反映をされているかということ報告するシートでございまして、21ページのところでは文化財関連事業についてということで、文化財に関連する補助金が、文化振興課、観光交流課と教育委員会の社会教育・文化財課の複数の部署にまたがっているので、使いやすいリニューアルを検討すべきということでございました。ここでは、関係課で会議を開き、市民にとって不便のないように対応していくというところ取りまとめをしたものでございます。予算については、鯨船行事についての新しい予算を設けたということをご報告させていただきました。

それから、次が22ページでございまして、ここは途切れのない指導・支援事業でございまして、スクールソーシャルワーカーや特別支援コーディネーターの人材不足に対応するため、人材確保の観点から予算を拡大するよう提言をするようにということでございまして、この部分については、22ページ、表の下に記載がございましたように、当初予算で

予算を広げたということをご報告させていただきました。

ページを進んでいただきまして、24ページでございますけれども、新型コロナウイルス感染症に係る対応についてということで、議会で報告をさせていただきました。内容につきましては、今お聞きになっていただいたことと共通するところでございます。

それから、先へ進めさせていただきますと、25ページからは、補正予算、令和元年度と、一部、令和元年度を補正する関係から令和2年度の補正をする関係で、2か年分の補正予算のことについて26ページに1つご質問を頂戴したというところで、他に大きな質問はなかったということでございます。

それから、28ページは付託議案でございます、英語指導員の報酬及び旅費に関する条例の廃止と、朝明中学校の大規模改修に係る工事、これにつきましては特に質問ということはありませんでした。

それから、ページを進めていただきまして、31ページからが協議会についてということで、新教育プログラムの展開についてということと、学校規模適正化計画の元年度改訂版の内容につきましてご報告をさせていただきました。

その中では、32ページから33ページにかけて、3人の方からご意見を頂戴したという経過でございます。

それから、最後になってまいります、34ページのところが、全体会というのがございまして、そこでは、先ほどの文化財関連事業についてということで審議をいただきまして、35ページを見ていただきますと、市民に分かりやすいように周知をする方向でこの補助金の関連事業については今後進めていきたいということでご答弁申し上げまして、その結果、取りまとめをしましたものが36ページから38ページまで書いてございます。

38ページの表の一番下のところをご覧になっていただきますと、今後どうしていくのかということが書いてございまして、3部局で協力をいたしまして庁内調整を図った後、令和2年度中にはこの補助金についての方向性を示すということで、シートを取りまとめたとこのところでございます。

39ページは、全体会の中でも、新型コロナウイルス感染症に係る対応についてということでご報告させていただきました内容が1つ書いてございます。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

○葛西教育長 何かご質問があればお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

### 3 閉会

○葛西教育長 それでは、次回のことについて、教育総務課長から説明を願います。

○長谷川教育総務課長 次回でございますが、年度が変わりまして4月8日水曜日、日程が変更になりまして、午前中9時半から定例会というところで、こちら教育委員会室で開催を予定でございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○葛西教育長 以上をもちまして、令和2年第4回教育委員会会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時16分 閉会